運営基準自己点検シート(居宅療養管理指導)

「条例」:福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年12月28日福島県条例第80号)

「規則」:福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(平成25年3月29日福島県規則第42号)

「国解釈通知」: 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

(平成11年9月17日老企第25号)

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
第1節 基本方針			
指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理となったりの事業は、要介護状態ではないでも、その利有するではいても、その相対ではいるとは、といてものでは、というでは、というでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	条例第89条 (第6章)		
第2節 人員に関する基準			
1. 従業者の員数			
(1) 指名 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	条例第90条 第1項	1 人員に関する基準 指定居宅療養管理指導事業所ごとに、置くべき居宅療養管理指導事業所の種類のの分に を居宅療養管理指導事業所の種類ののるる。 (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理 指導事業所 ① 医師又は歯科医師 ② 薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居室療養管理指導に相当するものを行う同じ。) 又 看護師及び准看護師を含む。以下、居宅療養管理 指導の内容に応じた適当数 (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師	適・否
(2) 指定居宅療養管理指導事業者が指定 介護予防居宅療養管理指導事業者(予防基準条例第八十八条第一項に規定 する指定介護予防居宅療養管理指導事 業者をいう。以下同じ。)の指定を併 せて受け、かつ、指定居宅療養管理指 導の事業と指定介護予防居宅療養管理 指導(予防基準条例第八十七条に規定 する指定介護予防居宅療養管理指 する指定介護予防居宅療養管理指導を いう。以下同じ。)の事業とが同一の	条例第90条 第2項		

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第八十八条第一項に規定する人員に関する 基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			
条例第九十条第一項に規定する。 宅療養管理指導を表現を主題を表現を主題を表現を主題を表現を主題を表現を主題を表現を主題を表現を表現を主題を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	条例第15条		

第3節 設備に関する基準

設備及び備品等

(1) 指定居宅療養管理指導事業所は、病 院、診療所又は薬局であって、指定居宅療 養管理指導の事業の運営に必要な広さを有 しているほか、指定居宅療養管理指導の提 供に必要な設備及び備品等を備えているも のでなければならない。

条例第91条 2 設備に関する基準 第1項

(1) 居宅基準第86条は、指定居宅療養管理指導 事業所については、

① 病院、診療所又は薬局であること

- 指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要 な広さを有していること
- ③ 指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備 及び備品等を備えていること。 としたものである。
- (2) 指定居宅療養管理指導事業者が指定介 護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併 せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の 事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事 業とが同一の事業所において一体的に運営 されている場合については、予防基準条例 第八十九条第一項に規定する設備に関する 基準を満たすことをもって、前項に規定す る基準を満たしているものとみなすことが できる。

条例第91条 第2項

(2) 設備及び備品等については、当該病院又は 診療所における診療用に備えつけられたものを 使用することができるものである。

第4節 運営に関する基準

1. 内容及び手続の説明及び同意

(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定 居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あ らかじめ、利用申込者又はその家族に対 し、第95条に規定する運営規程の概要、居 宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると 認められる重要事項を記した文書を交付し て説明を行い、当該提供の開始について文 書による利用申込者の同意を得なければな らない。

(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用 申込者又はその家族からの申出があっ

条例第97条 3 運営に関する基準

(第8条第 (2) 内容及び手続の説明及び同意

居宅基準第8条は、指定居宅療養管理指導事 業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理 指導を提供するため、その提供の開始に際し、 あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、 当該指定居宅療養管理指導事業所の運営規程の 概要、居宅療養管理指導従業者の勤務体制、事 故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込 者がサービスを選択するために必要な重要事項 条例第97条について、わかりやすい説明書やパンフレット 等

(第8

1項準用)

適 · 否

適

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
た場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅療養管理指導事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	条第2項準 用)	(当該指定居宅療養管理指導事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅療養管理指導の提供を受けるしたとのである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅療養管理指導事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。	
(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 前項の規則で定める方法のうち指定居宅療養管理指導事業者が使用するものニファイルへの記録の方式	条例第97条 (第8条第 3項準用)		
(4) 前項の規定による承諾を得た指定居宅療養管理指導事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	条例第97条 (第8条第 4項準用)		
1 条例第九十七条において準用する条例 第八条第二項の規則で定める方法は、。 答号に掲げるいずれかの方法とする。 管理組織(電子計算機と計算機と音響業はその家族で接続した電子情報の使用に係る電子に係る子計算機とを電子通信回線で接続した電子計算とを電子通信回線をで接続する方法の方法 理組織をいける方法では「一個大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	条例第16条 (第4条第1 項準用)		
イ 指定居宅療養管理指導事業所の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルに記 録された条例第97条において準用する第8 条第1項に規定する重要事項を電気通信回 線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧 に供し、当該利用申込者又はその家族ののイル に供る電要事項を配録する方法(電磁的イル に当該重要事項を記録する方法(電磁的けな に当該重要事項を記録する方法(電磁的けな に当なる提供を受ける旨の承諾又は発定 による提供をする場合にあっては による提供をする場合にあるでは による提供をする場合にあるで に第養管理指導事業者の使用に係る電子計 算機に備えられたファイルにその旨を記録 する方法)			
二 電磁的記録媒体(条例第276条第1 項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに条例第97条において準用する条例8条第1項に規定する重要事項を記			

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適	否
録したものを交付する方法				
その家族がファイルへの記録を出力するこ	条例第16条 (第4条第2 項準用)			
2. 提供拒否の禁止				
理由なく指定居宅療養管理指導の提供を拒	(第9条準 用)	(3) 提供拒否の禁止 居宅基準第9条は、指定居宅療養管理指導事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当なの理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対しらが困難な場合である。	· iii	f
. サービス提供困難時の対応				
定居宅療養管理指導事業所の通常の事業の	条例第97条 (第10条準 用)	(4) サービス提供困難時の対応 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅基準第 9条の正当な理由により、利用申込者に対し自 ら適切な指定居宅療養管理指導を提供すること が困難であると認めた場合には、居宅基準第10 条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介 護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療 養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置 を速やかに講じなければならないものである。	適・	7
. 受給資格等の確認				
居宅療養管理指導の提供を求められた場合		(5) 受給資格等の確認 ① 居宅基準第11条第1項は、指定居宅療養管理指導の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。	適 ·	7
の被保険者証に、法第73条第2項に規定す	(第11条第2 項準用)	② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定居宅療養管理指導事業者は、これに配慮して指定居宅療養管理指導を提供するように努めるべきことを規定したものである。		

|5. 要介護認定の申請に係る援助

(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定 居宅療養管理指導の提供の開始に際 条例第97条 (6) 要介護認定の申請に係る援助 (第12条 ① 居宅基準第12条第1項は、要介護認定の

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	道	首否	î
し、要介護認定を受けていない利用申込者 については、要介護認定の申請が既に行わ れているかどうかを確認し、申請が行われ ていない場合は、当該利用申込者の意思を 踏まえて速やかに当該申請が行われるよう 必要な援助を行わなければならない。	第1項準用)	申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定居宅療養管理指導の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定居宅療養管理指導事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。			
(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。		② 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていな等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の再効期間が終了する30日前にはる要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。			
6. 心身の状況等の把握	=				
指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平定成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅省等基準」という。)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいうの以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	条例第97条 (第13条準 用)		適	•	否
7. 居宅介護支援事業者等との連携					
(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業所等との密接な連携に努めなければならない。 (2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際して	条例第97条 (第68条第1 項準用) 条例第97条 (第68条第2		適	•	否
	項準用)				
8. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	— <u>—</u> — 典			_	
指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画(省令第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。	条例第97条 (第16条準 用)		適	•	否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
9.身分を証する書類の携行			
指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	条例第97条 (第18条準 用)	(9) 身分を証する書類の携行 居宅基準第18条は、利用者が安心して指定居宅療養管理指導の提供を受けられるよう、指療管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者に別回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該居定居宅療養管理指導事業所の名称、当該居宅療養管理指導従事者の氏名を記載するものとし、当該居宅療養管理指導従事者の氏名を記載するものとし、当該居宅療養管理指導で見るを記載するものとし、当該居宅療養管理指導である。	
10. サービスの提供の記録			
(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。		(10) サービスの提供の記録 ① 居宅基準第19条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。	適・召
(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。		② 同条第2項は、当該指定居宅療養管理指導の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する、手帳等に記載するなどの方法である。	
(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。		(1) 利用料等の受領 ① 居宅基準第87条第1項及び第4項の規定は、居宅基準第20条第1項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の一〔訪問介護〕の3の(11)の①及び④を参照されたい。 ※ 第3の一の3(11)より ① 居宅基準第87条第1項は、指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅療養管理指導についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。	適・召
(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、法定 代理受領サービスに該当しない指定居宅療 養管理指導を提供したときにその利用者か ら支払を受ける利用料の額及び指定居宅療 養管理指導に係る居宅介護サービス費用基	第2項	② 居宅基準第87条第2項の規定は、居宅基準 第66条第2項の規定と基本的に同趣旨であるた め、第3の三〔訪問看護〕の3の(2)の②を参照 されたい。	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適る	至
準額と、健康保険法第六十三条第一項又は 高齢者の医療の確保に関する法律第六十四 条第一項に規定する療養の給付のうち指定 居宅療養管理指導に相当するものに要する 費用の額との間に、不合理な差額が生じな いようにしなければならない。		※ 第3の三の3(2)より ②居宅基準第87条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定居宅療養管理指導に係る費用の額と、医療保険給付〔中略〕の対象となる健康保険法又は高齢者医療確保法上の指定居宅療養管理指導の費用の額の間に不合理な差異を設けてはならないこととしたものであること。なお、そもそも介護保険給付、医療保険給付〔中略〕の給付対象となる居宅療養管理指導と明確に区分されるサービスについては、第3の一〔訪問介護〕の3の(10)の②のなお書きを参照されたいこと。		
		※ 第3の一の3(10)より ② [略] なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定 居宅療養管理指導のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により 別の料金設定をして差し支えない。 イ 利用者に、当該事業が指定居宅療養管理指 導の事業とは別事業であり、当該サービスが介 とを説明し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、 指定居宅療養管理指導の事業の会計 に定められていること。 ハ 会計が指定居宅療養管理指導の事業の会計 と区分されていること。		
	条例第92条 第3項	③ 同条第3項は、指定居宅療養管理指導の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。		
(4) 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	条例第92条 第4項	※ 第3の一の3(10)より ④ 同条第4項は、指定居宅療養管理指導事業 者は、前項の交通費の支払を受けるに当たって は、あらかじめ、利用者又はその家族に対して その額等に関して説明を行い、利用者の同意を 得なければならないこととしたものである。		
12. 保険給付の請求のための証明書の交付				
指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	条例第97条 (第21条準 用)	(12) 保険給付の請求のための証明書の交付 居宅基準第21条は、利用者が市町村に対する 保険給付の請求を容易に行えるよう、指定居宅 療養管理指導事業者は、法定代理受領サービス でない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支 払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理 指導の内容、費用の額その他利用者が保険給付 を請求する上で必要と認められる事項を記載し たサービス提供証明書を利用者に対して交付し なければならないこととしたものである。	· ·	否

13. 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適	否
	条例第93条 第1項		適 •	否
	条例第93条 第2項			

|14. 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針

- (1) 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定居宅療養管理指導の提供に当 たっては、訪問診療等により常に利用者 の病状及び心身の状況を把握し、計画的 かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的 管理に基づいて、居宅介護支援事業者に 対する居宅サービス計画の作成等に必要 な情報提供並びに利用者又はその家族に 対し、居宅サービスの利用に関する留意 事項、介護方法等についての指導、助言 等を行うこと。
 - 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
 - 三 前号に規定する利用者又はその家族 に対する指導又は助言については、療養 上必要な事項等を記載した文書を交付す るよう努めなければならないこと。
 - 四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

五 前号の身体的拘束等を行う場合に は、その態様及び時間、その際の利用 者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由を記録しなければならない。

六 指定居宅療養管理指導の提供に当 たっては、療養上適切な居宅サービスが 提供されるために必要があると認める場 合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅 サービス事業者から求めがあった場合 は、居宅介護支援事業者又は居宅サービ ス事業者に対し、居宅サービス計画の作 成、居宅サービスの提供等に必要な情報 提供又は助言を行うこと。

七 前号に規定する居宅介護支援事業者 又は居宅サービス事業者に対する情報提 供又は助言については、原則として、 サービス担当者会議に参加することによ り行わなければならないこと。

八 前号の場合において、サービス担当 者会議への参加によることが困難な場合 については、居宅介護支援事業者又は居 宅サービス事業者に対して、原則とし て、情報提供又は助言の内容を記載した

条例第94条 (2) 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 第1項 ① 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管:

① 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理 指導は訪問診療等により常に利用者の病状及び 心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は 歯科医学的管理を行っている要介護者に応じた 行うものであり、サービスの提供状況に応じた 指導又は助言が行えるよう日頃から居宅介護支 援事業者又は居宅サービス事業者と連携を図る

- ② 指定居宅療養管理事業者は、要介護者に サービスを提供している事業者に対して、サー ビス担当者会議への参加や文書の交付等を通 じ、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うた めに、日頃からサービスの提供事業者や提供状 況を把握するように努めること。
- ③ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切 迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満た すことについて、組織等としてこれらの要件の 確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、 その具体的な内容について記録しておくことが 必要である。

なお、居宅基準第 92 条の2第2項の規定に 基づき、当該記録は、2年間保存しなければな らない。

④ 薬剤師、歯科衛生士及び管理栄養士は、指定居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定居宅療養管理指導を実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。

商 • 否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
文書を交付して行わなければならないこと。 九 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。			
(2) 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。			
一 指定居宅療養管理指導の提供に当 たっては、医師又は歯科医師の指示(薬 局の薬剤師による指定居宅療養管理指導 にあっては、医師又は歯科医師の指示に 基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理 指導計画)に基づき、利用者の心身機能 の維持回復を図り、居宅における日常生 活の自立に資するよう、妥当適切に行う こと。			
二 指定居宅療養管理指導の提供に当 たっては、懇切丁寧に行うことを旨を し、利用者又はその家族に対し、療養上 必要な事項について、理解しやすいよう に指導又は説明を行うこと。 三 指定居宅療養管理指導の提供に当 たっては、当該利用者又は他の利用者 等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束 等を行ってはならない。 四 前号の身体及び時間、その際の利用 者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。			
五 常に利用者の病状、心身の状況及び その置かれている環境の的確な把握に努 め、利用者に対し適切なサービスを提供 すること。			
六 指定居宅療養管理指導の提供に当 たっては、療養上適切な居宅サービスが 提供されるために必要があると認める場 合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅 事業者から求めがあった場合は、居宅介 護支援事業者又は居宅サービス事業者に 対し、居宅サービスの計画の作成、居宅 サービスの提供等に必要な情報提供又は 助言を行う。			
七 前号に規定する居宅介護支援事業者 又は居宅サービス事業者に対する情報提 供又は助言については、原則として、 サービス担当者会議に参加することによ り行わなければならない。 八 前号の場合において、サービス担当 者会議への参加によることが困難な場合 については、居宅介護支援事業者又は居 宅サービス事業者に対して、原則とし て、情報提供又は助言の内容を記載した 文書を交付して行わなければならない。			
九 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。			

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否	
	条例第94条 第3項			
一 指定民主 を				
五 常に利用者の病状、心身の状況及び その置かれている環境の的確な把握に努 め、利用者に対し適切なサービスを提供 する。				
六 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。				
15.利用者に関する市町村への通知				
宅療養管理指導を受けている利用者が次の	条例第97条 (第26条準 用)	(15) 利用者に関する市町村への通知 居宅基準第26条は、偽りその他不正な行為に よって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯 罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又 はその原因となった事故を生じさせるなどした 者については、市町村が、法第22条第1項に基 づく既に支払った保険給付の徴収とが苦きるこ で基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定居宅療養管理指導事業の利用者に関し、保険給付の適正化の制成があるい事由を列記したものである。	適•	否
16. 管理者の責務				
は、指定居宅療養管理指導事業所の従業者	条例第97条 (第55条第1 項準用)	(4) 管理者の責務 居宅基準第52条は、指定居宅療養管理指導事業所の管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指	適・ -	 否
(2) 指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	条例第97条 (第55条第2 項準用)	定居宅療養管理指導事業所の従業者に居宅基準の第4章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 ※「この節の規定」とは、居宅療養管理指導の運営に関する基準を指す。		

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項	条例第95条	(3) 運営規程 居宅基準第90条は、指定居宅療養管理指導の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅療養管理指導事業所ごとに義務づけたものであること。なお、第4号の「指定居宅療養管理指導の種類」としては、当該事業所により提供される指定居宅療養管理指導の提供者の職種(医師、歯科医宅療養管理指導の提供者の職種(医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士)ごとの種類を規定するものであること。	適・否
※ 「虐待の防止のための措置に関する事項」の規定は、令和9年3月31日まで努力義務 (令和9年4月1日から義務化)。(令和3年条例第17号附則(令和6年条例第34号改正))		※ 第3の一の3(19)より 〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行うる場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない〔略〕。 ① 従業者の職種、員数及び職務の内容(第2号)で業者の「員数」は日々変わりうるものであると、当たのて員数とは、居宅基準第5条においている員数を高においる最大の、規程を置し、「○人以上」と記載することも差し支えない、(居宅基準第8条に規定する重要事項を記した	
		文書に記載する場合についても、同様とする。)〔略〕。 ③ 利用料その他の費用の額(第4号)「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定居宅療養管理指導に係る利用料(1割負担、2割負担又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない指定居宅療養管理指導の利用としては、居宅基準等87条第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。 ④ 通常の事業の実施地域(第5号)通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業	
		の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること [略]。 ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(第7号) (31)の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の表表表に必要なが終われる事業(NTS」を使	

18. 勤務体制の確保等

(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用 者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提 供できるよう、指定居宅療養管理指導事業 所ごとに、居宅療養管理指導従業者の勤務 の体制を定めておかなければならない。

条例第97条 (21) 勤務体制の確保等

(第31条第1 居宅基準第30条は、利用者に対する適切な指定 居宅療養管理指導の提供を確保するため、職員 の勤務体制等について規定したものであるが、 次の点に留意する必要がある。

や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待 等」という。) が発生した場合の対応方法等を

指す内容であること〔略〕。

① 当該指定居宅療養管理指導事業所ごとに、 原則として月ごとの勤務表を作成し、居宅療養 管理指導従事者については、日々の勤務時間、 職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務 関係、サービス提供責任者である旨等を明確に

項準用)

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。		すること。 ② 同条第2項は、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者によって指定居宅療養管理指導を提供するべきことを規定したものであるが、指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある居宅療養管理指導従事者を指すものであること。〔以下略〕	
(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の資質の向上のため に、その研修の機会を確保しなければなら ない。	条例第97条 (第31条第3 項準用)	※ 第3の五の3(5)より ② 準用される居宅基準第30条については居宅 療養管理指導従業者は、その職種によっては、 労働者派遣法に規定する派遣労働者であっては ならないものであること。 ③ 同条第3項は、当該指定居宅療養管理指導 事業所の従業者たる居宅療養管理指導従事者の 質の向上を図るため、研修機関が実施する研修 や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的 に確保することとしたものであること。	
(4) 指定居宅療養管理指導事業者は、適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導従業者の就業境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。		④ 年末 4 項は、雇用の分野におお法律働など、雇用の分野に対る法学の昭和47年法律第113号)第11条第1項及び待遇の第11条第1項及び待遇の第11条第1項及び行為のの名等に関すると、第11条第1項及用の名間では、不要主に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	
		針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めるらいじめ定め、労働者に周知すること。	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		なお、パワーハラスメント防止のための事業 主の方針の明確化等の措置義務については、女 性の職業生活における活躍の推進に関する法律 等の一部を改正する法律(令和元年法律第24 号)附則第3条の規定により読み働者の雇用の安 定及び職業生活の充実等に関する《医療主及び職業生活の充実等に関する業(医療・業日の規定により、一の主義とは、令和4 を含むサービス業を主たる事業とする時使用よる従業員の数が100人以下の企業)は、令和4 年4月1日から義務化となり、そ前時は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。	
		中では、「大学学・大学学・大学学・大学学・大学学・大学学・大学学・大学学・大学学・大学学	
19. 業務継続計画の策定等	!	1	

|19. 業務継続計画の策定等

ければならない。

(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、感染 症や非常災害の発生時において、利用者に 対する指定居宅療養管理指導の提供を継続 的に実施するための、及び非常時の体制で 早期の業務再開を図るための計画(以下 「業務継続計画」という。)を策定し、当 該業務継続計画に従い必要な措置を講じな

(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅 療養管理指導従業者に対し、業務継続計画 について周知するとともに、必要な研修及 び訓練を定期的に実施しなければならな い。

(第31条の2 第1項準用)

条例第97条 (4) 業務継続計画の策定等

居宅基準第91条の規定により指定居宅療養管 理指導の事業について準用される居宅基準第30 条の2の規定については、訪問入浴介護と同様 であるので、第3の二の3の(7)を参照された い。

※ 第3の二の3の(7)より① 居宅基準第54条により準用される居宅基準 第30条の2は、指定訪問入浴介護事業者は、感 条例第97条 染症や災害が発生した場合にあっても、利用者 (第31条の2 が継続して指定訪問入浴介護の提供を受けられ 第2項準用) るよう、業務継続計画を策定するとともに、当 該業務継続計画に従

適・否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
県条例及び県規則 (3) 指定居宅療養管理指導事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 ※ 業務継続計画の策定等は、令和9年3月31日まで努力義務(令和9年4月1日から義務化)。 (令和3年条例第17号附則(令和6年条例第34号改正))	条項 条例第97条 (第31条の2 第3項準用)	い、びなられて施業。業 の人は難ないととまします。 でをあるのもようで設定があれるで設定があれるが表生のでははこ、望 をいかののもようがでのもいるができるがです。 でをはいてを変しな、つにスな、と全ま にコののがは、求としてあるのではががまっととである。 をできるがことしずかのであれてという。 ではいてがますが表現ではいるがではないででであれてという。 はははいてをではないでのではながでででである。 ではいてのではないでではないででである。 ではいてがないでではないでではないでである。 ではいてがないでではないでではないでではないでではないででである。 ではいてのではないでではいいででは、ないででは、ませいでのでは、ないでででは、ないでででは、ないでででは、ないでででは、ないでででは、ないででは、ないででは、ないででは、ないででは、ないででは、ないでは、ない	適否
		品の確保等) b 初動状法 (保健所と の連携、 との連携、 との連携、 との連携、 との連携、 との連携、 との連携、 との連携を を変した。 の連携を を変した。 の変との のの の の の の の の の の の の の の の の の の	
		④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。なお、感染症の学務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するもりせながら実施することが適切に組み合わせながら実施することが適切である。	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	j	窗否	;
20. 衛生管理等					
(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅 療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康 状態について、必要な管理を行わなければ	(第32条第1	(5) 衛生管理等 ① 居宅基準第91条の規定により指定居宅療養 管理指導の事業について準用される居宅基準第	適	•	否

(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定 居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等 について、衛生的な管理に努めなければな らない。

ならない。

条例第97条 ※ 第3の一の3の(23)より (第32条第2

い。

項準用)

①を参照されたい。

① 居宅基準第31条第1項及び第2項は、指定 居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等 の衛生的な管理に努めるべきことを規定したも のである。特に、指定居宅療養管理指導事業者 は、居宅療養管理指導従事者が感染源となるこ とを予防し、また居宅療養管理指導従事者を感 染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染 を予防するための備品等を備えるなど対策を講 じる必要がある。

31条第1項及び第2項の規定については、訪問

介護と同様であるので、第3の一の3の(23)の

(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、当該 指定居宅療養管理指導事業所において感染 症が発生し、又はまん延しないように、次 の各号に掲げる措置を講じなければならな い。

当該指定居宅療養管理指導事業所にお ける感染症の予防及びまん延の防止のため の対策を検討する委員会(テレビ電話装置 その他の情報通信機器(以下「テレビ電話 装置等」という。) を活用して行うことが できるものとする。)をおおむね六月に-回以上開催するとともに、その結果につい て、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を 図ること。

当該指定居宅療養管理指導事業所にお ける感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備すること

当該指定居宅療養管理指導事業所にお いて、居宅療養管理指導従業者に対し、感 染症の予防及びまん延の防止のための研修 及び訓練を定期的に実施すること。

条例第97条 ② 居宅基準第91条の規定により指定居宅療養 (第32条第3 管理指導の事業について準用される居宅基準第 項準用) 31条第3項に規定する感染症が発生し、又はま ん延しないように講ずるべき措置については、 具体的には次のイからハまでの取扱いとするこ と。各事項について、同項に基づき事業所に実 施が求められるものであるが、他のサービス事 業者との連携等により行うことも差し支えな

> 感染症の予防及びまん延の防止のための対 策を検討する委員会

> 当該事業所における感染対策委員会であり 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種 により構成することが望ましく、特に、感染症 対策の知識を有する者については外部の者も含 め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メ ンバーの責任及び役割分担を明確にするととも に、感染対策担当者を決めておくことが必要で ある。感染対策委員会は、利用者の状況など事 業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、 定期的に開催するとともに、感染症が流行する 時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要 がある。

> 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。この際、個 人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関 係事業者における個人情報の適切な取扱いのた めのガイダンス」、厚生労働省「医療情報シス テムの安全管理に関するガイドライン」等を遵 守すること。

> なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置 している場合、これと一体的に設置・運営する こととして差し支えない。また、事業所に実施 が求められるものであるが、他のサービス事業 者との連携等により行うことも差し支えない。

> 感染対策委員会は、居宅療養管理指導事業所 の従業者が1名である場合は、ロの指針を整備 することで、委員会を開催しないことも差し支 えない。この場合にあっては、指針の整備につ いて、外部の感染管理等の専門家等と積極的に 連携することが望ましい。

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及び対策として対策としてが発生時の対策としてアアにかかが強力で発生では、事業の防止のを規定する。 事業所の対策としてアアにかかが感染ができ、変なが、発生での整備等)が、発生のの対策としたが、発生のの対策としたが、発生のの対策としたが、発生のの対策としたが、発生のでは、事業には、事業には、事業には、事業には、事業には、事業には、事業には、事業に	
		職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。	
		なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染生発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、差別内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。	
21. 掲示		訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	

|21. 掲示

(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定 居宅療養管理指導事業所の見やすい場所 に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従 業者の勤務の体制その他の利用申込者の サービスの選択に資すると認められる重要 事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならな い。

条例第97条 (24) 掲示

項準用)

(第33条第1 ① 居宅基準第32条第1項は、指定居宅療養管 理指導事業者は、運営規程の概要、居宅療養管 理指導従業者の勤務体制、事故発生時の対応、 苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評 価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年 月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開 示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資 すると認められる重要事項を指定居宅療養管理 指導事業所の見やすい場所に掲示することを規 定したものである。また、同条第3項は、 指定居宅療養管理指導事業所は、原則とし

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否	
		て、重要事項を当該指定居宅療養管理指導事業 所のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは公表システンは介護サービス情報療養管理イトへのことをいう。なお、指定居宅療養サイイ意を行うない場所とは、重要事項の掲示及びウェブリーである。 者は、重要事項の掲示及びウェブリーをする必要がある。 イ事業所の見やすい場所とは、重要事項をとて見やすい場所のことをの家族に対して見やすい場所のことであることを家族に対して見やすい場所のことには、職種ごと、日宅療養管理指導従業者の勤務体制に人数を掲示することを求めるものではないこと。		
		ハ 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定居宅療養管理指導事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第32条第3項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第2項や居宅基準第217条第1項の規定に基づく措置に代えることができること。		
(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、重要 事項を記載した書面を当該指定居宅療養管 理指導事業所に備え付け、かつ、これをい つでも関係者に自由に閲覧させることによ り、前項の規定による掲示に代えることが できる。	(第33条第2	② 居宅基準第32条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅療養管理指導事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。		
(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 ※ 重要事項のウェブサイト掲載は、令和7年4月1日から施行。 (令和6年条例第34号附則)		※(8) 準用 ③ 準用される居宅基準第 32 条第 3 項については、指定居宅療養管理指導事業者が、自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができること。		
	<u> </u>			_
(1) 指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	(第34条第1	(25) 秘密保持等 ① 居宅基準第33条第1項は、指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。	適・ ?	<u>E</u>
(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、当該 指定居宅療養管理指導事業所の従業者で あった者が、正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏 らすことがないよう、必要な措置を講じな ければならない。		② 同条第2項は、指定居宅療養管理指導事業者に対して、過去に当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないようり、、は一個では、指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導であることを接続であるには、指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導であるに、従業者との他の従業者が必能を保持すると、従業者との雇用時等に取り決め、例えばず		

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適	否
ビス担当者会議等において、利用者の個人		べきこととするものである。 ③ 同条第3項は、居宅療養管理指導従事者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定居宅療養管理指導事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。		
23. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の	· <u>·</u> 禁止			
指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護 支援事業者又はその従業者に対し、利用者 に対して特定の事業者によるサービスを利 用させることの対償として、金品その他の 財産上の利益を供与してはならない。		(27) 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止 居宅基準第35条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。	適•	否
24. 苦情処理				
した指定居宅療養管理指導に係る利用者及	条例第97条 (第37条第1 項準用)	(28) 苦情処理 ① 居宅基準第36条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。 なお、第3の一の3の(24)の①に準ずるも取扱いは、第3の一の3の(24)の①に準ずるものとする。 ※(8) 準用 ③ 準用される居宅基準第36条第1項については、指定居宅療養管理指導事業者が、ブサイトの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができること。	適・	否
(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定居宅療養管理指導事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定居宅療養管理指導事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。また、指定居宅療養管理指導事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。		
した指定居宅療養管理指導に関し、法第23		③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に 関する業務を行うことが位置付けられている国 民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も 身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町 村が、サービスに関する苦情に対応する必要が		

正、及び利用者からの立居に関して市申村から指導及び地方を受けた場合においては、 等級指導文は地方を受けた場合においては、 等級指導文は地方を受けた場合においては、 等級指導文は地方を受けた場合においては、 等級指導文は地方を受けた場合においては、 等級内容を市可材に変なな音を行わなければなるな。 (5) 指定是を被奏管理指導事業者は、提供、 (5) 指定是を被奏管理指導事業者は、提供、 (5) 指定是を被奏管理指導事業者は、長標、 (6) 指定是を被奏管理指導事業者は、長標、 (7) というに関氏機解機関団体連合会項 (環準用) (4) 指定とを減乏は関わずるともに、国民機体保険に使用を接触を発生りある。 (6) 指定とを減乏の定めがあった場合には、国民機体保険に関連する場所を対した。 第1項第3分の調査に協力するとともに、国民機体保険に関連合会からの求めがあった場。 第1項第3分の調査に協力するとともに、国民機体保険に関連合会からの求めがあった場では、 (6) 指定とを減差で理相等事業者は、長の (6) 指定とを減差で理相等事業者は、「日民機体保険に関連合会からの求めがあった場。 第1項第3分の改善の対容を国民健康保険、環準用) (29) 地域との連集等 (3) 以空基準等 (3) 以空基準等 (4) 以空基準等 (4) 以空基準等 (4) 以空基準等の多の (2) 第1項は、以空基準常 (2) 以空基準等 (3) 以空基準等のの (3) は、以下は、対しては、 2) 地域上の連集等 (3) 以空基準等 (4) 以空基準等の (4) は、上では、 2) は、よいは、 2) は、上では、 2) は、こでは、 2) は、こでは、 2) は、 2) は、	県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否	
上た指定居宅廃棄管理指導に係る利用者の	行う調査に協力するとともに、市町村か 指導又は助言を受けた場合においては、 該指導又は助言に従って必要な改善を行 なければならない。)指定居宅療養管理指導事業者は、市町 からの求めがあった場合には、前項の改 の内容を市町村に報告しなければならな	条例第97条 (第37条第4	険団体連合会と同様に、指定居宅療養管理指導 事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言 を行えることを運営基準上、明確にしたもので ある。		
(東保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	た指定居宅療養管理指導に係る利用者かの苦情に関して国民健康保険団体連合会 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第 条第5項に規定する国民健康保険団体連 会をいう。以下同じ。)が行う法第176条 1項第3号の調査に協力するとともに、国 健康保険団体連合会から同号の指導又は 言を受けた場合においては、当該指導又 助言に従って必要な改善を行わなければ	(第37条第5 項準用)			
(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、その 事業の運営に当たっては、提供した指定居 宅療養管理指導に関する利用者からの苦情 に関して市町村等が派遣する者が相談及び 複助を行う事業その他の市町村が実施する 事業に協力するよう努めなければならない。 (2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定 居宅療養管理指導事業者は、指定 居宅療養管理指導事業者は、指定 居宅療養管理指導事業者は、指定 居宅療養管理指導を提供する場合には、当 該建物に居住する利用者以外の者に対して指定 居宅療養管理指導の提供を行うよう 努めなければならない。 (2) 指定居宅療養管理指導の提供を行うよう 第3条第2 同一の建物に居住する利用者以外の者に対して指定 居宅療養管理指導を提供する場合には、当 お指定居宅療養管理指導の提供を行うよう 努めなければならない。 (3) 「市町村が実施する事業」には、介護 サービス相談員が選事業が含まれるものである。 (4) 「市町村が実施する事業」には、介護 サービス相談員が選事業が高まれるものである。 (5) 「高齢者向け集合住宅等と同 (第38条第2 「同条第2項は、高齢者向け集合住宅等と同 定訪問介護を提供する場合とは、当該高齢者向け集 合住宅等に居住する要介護者向け集 合住宅等に居住する要分護者向け集 合住宅等に居住する場合を除き、地域包括ケア推進の 観点から地域の要介護者にもサービス提供を行 うよう努めなければならないことを定めたもの である。なお、こうした趣旨を踏まえて相定の際に入 ・サービス場合において、別えば、当該事業所の利 用者のうち、一定割合以とときとまり、地域の 実情に応じて、都道所具が各の等をともの である。なお、こうした趣旨を踏まえて相定の際に入 や、、市町村等の意と当該集合といる場合 や、、市町村等の意と当該集合といるの 実有に応じて、都道自を踏まえて相定の際、利 用者のうち、一定割合以とときは楽しの利 ・を付す場合において、別人は、当該事業所の利 用者のうち、一定割合以とときは変して込むけれ ばならない等の規定を設けることは差し支えな いものである。この際、自立支援や重度化防止 等につながるようなサービス提供がなされてい るか等、サービスの質が担保されているかが重	康保険団体連合会からの求めがあった場 には、前項の改善の内容を国民健康保険	(第37条第6			
事業の運営に当たっては、提供した指定居 (第38条第1 ① 居宅基準第36条の2第1項は、居宅基準第 3条第2項の趣旨に基づき、介護サービス相談 に関して市町村等が派遣する者が相談及び 援助を行う事業その他の市町村が実施する *** 京都 市町村をの密接な連携に努めることを規定したものである。い。 (2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定 居宅療養管理指導事業者は、指定 居宅療養管理指導事業所の所在する建物と (第38条第2 項は、高齢者向け集合住宅等と同居宅療養管理指導を提供する場合には、当 按建物に居住する利用者に対して指定 頂準用) 富齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指 医定療養管理指導を提供する場合には、当 技種物に居住する利用者以外の者に対して も指定居宅療養管理指導の提供を行うよう 努めなければならない。 (2) 信託居宅療養管理指導の提供を行うよう 第9条の正当な理由がある場合へ、当該高格者向け集合住宅等に居住する要介護者に指 定計 で表達していまり、第9条の正当 な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の 観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならない。 第9条の正当 な理由があるの要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならない。 第9条の正当な である。なお、こうした患旨を踏まえ、地域の 実情に応じて、都直見を踏まえ、地域の 実情に応じて、都直見を踏まえ、地域の 実情に応じて、都直見を踏まえ、地域の 実情に応じて、都直見を踏まえ、地域の 実情に応じて、都直見を踏まえ、地域の 実情に応じて、都直見を踏まえ、15分となる場合や、市町村等の意見を踏まえ、15分となど、15分とないものである。 なお、こうした患旨を踏まえ、15分とないものである。 なお、15分と表述を対しているが、15分とは変しているかが、1月の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは達し支えないものである。この際に条件を付す場合において、3分とは変しているが、1月の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。 ことは差し支えないものである。 なが、15分とは変しているが、15分とは変しているが、15分とは変しているが、15分とは変しているが、15分とは変しているが、15分とは変しているが、15分とは変しているが、15分とは変しているが、15分とは	. 地域との連携等				
居宅療養管理指導事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅療養管理指導を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅療養管理指導の提供を行うよう努めなければならない。 (第38条第2	業の運営に当たっては、提供した指定居療養管理指導に関する利用者からの苦情関して市町村等が派遣する者が相談及び助を行う事業その他の市町村が実施する 業に協力するよう努めなければならな	(第38条第1 項準用)	① 居宅基準第36条の2第1項は、居宅基準第3条第2項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民	適・	否
	宅療養管理指導事業所の所在する建物と一の建物に居住する利用者に対して指定宅療養管理指導を提供する場合には、当建物に居住する利用者以外の者に対して指定居宅療養管理指導の提供を行うよう	(第38条第2	一の建物に所在する指定訪問介護事業所が当該 画齢者に所在する指定話問介護事業所護者 向け集合住宅を等のとここで居住する場合ととここで 高齢間のでは、 会住でする場合を関係を 会に居住する場合を 会に居住する場合を ののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでいる。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでいる。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでいる。 ののでは、 ののでは		

(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用 条例第97条 (30) 事故発生時の対応 者に対する指定居宅療養管理指導の提供に (第39条第1 居宅基準第37条は、利用者が安心して指定居

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
の事故の状況及び事故に際して採った処置 について記録しなければならない。		て採った処置について記録しなければならない こととしたものである。 また、利用者に対する指定居宅療養管理指導 の提供により賠償すべき事故が発生した場合に は、担実賠償を連めかに行わなければならない	
27 虐待の防止			

|27. 虐待の防止

指定居宅療養管理指導事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一当該指定居宅療養管理指導事業所にお

一 国該指定居宅療養管理指導事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を図ること。 当該指定居宅療養管理指導事業所にお

二 当該指定居宅療養管理指導事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅療養管理指導事業所において、居宅療養管理指導従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※ 虐待の防止に係る措置(委員会の開催 等)は、令和9年3月31日まで努力義務(令 和9年4月1日から義務化)。(令和3年条例 第17号附則(令和6年条例第34号改正))

条例第97条 (6) 虐待の防止 (第39条の2) 居宅基準第91

準用)

居宅基準第91条の規定により指定居宅療養管理指導の事業について準用される居宅基準第37条の2の規定については、訪問介護と同様であるので、第3の一の3の(31)を参照されたい。

※ 第3の一の3の(31)より

虐待の未然防止

指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

適・否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		・虐待等の早期発見 指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又は セルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発 見しやすい立場にあることから、これらを早期 に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対す る相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がと られていることが望ましい。また、利用者及び その家族からの虐待等に係る相談、利用者から 市町村への虐待の届出について、適切な対応を すること。	
		・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の 窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事 業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行わ れ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協 力するよう努めることとする。	
		以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。	
		① 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (第1号) 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した検討でもしたを検証をであり、虐待の対域である。構成メンバーの再発を確実に管理者の責めにでするを含むいるでありにでするととに、定得防止の事ました、虐待防止の事ました。虐待防止の事をでありに虐待防止の事をである。に活等が、心になものに虐待防止の事をであるに活等が、心にならいで、虐がしたがでが、心に、心に、といるが、ともに、対して、など、ともに、などでは、して、など、ともに、など、といいの対策を検討する。といいの対策を検討する。ともに、など、ともに、など、ともに、など、といいの対策を検討する。といいの対策を検討する。といいの対策を検討する。といいの対策を検討する。といいの対策を検討する。	
		また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるも労働のとす省の際、個人情報保護委員会・厚生生物の適省「切な取扱いのための安全管理に関するガイドライン」等を適等を活用して行うことでは、厚生生物ののをからなりでは、次のの大きにでは、一個では、次のの安全管理に関することが、といるとは、は、といるとは、は、といるとは、は、といるとは、は、といるとは、は、といるとは、は、といるとは、は、といるとは、は、は、といるとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の 分析から得られる再発の確実な防止策に関する	
		こと ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	
		② 虐待の防止のための指針(第2号) 指定訪問介護事業者が整備する項目を盛り込むことを変しための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ東大師における虐待の防止に関する基本的考」に関する基本的考」には、次のよりでは、次のような項目を盛ります。 ・東業所における虐待の防止に関する基本的考」に関する事項に関する事項に関する事項にのための職員研修に関する基本方針に関する事項とした場合の相談・報告体制に関する事項を得事項を担けている。 「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項を得事項を見制度の利用支援に関す場所では必要な事項を表する。 「虚待等項」をの他虐待の防止のために必要な事で、に対する情報の防止のための従業者に対する情等の所止のための従業者に対する研修の内容等の対応方法に関する事項をである。 「の防止のためのが主に関するものけらといるといる。 「従来者者に対する情等の及いをである。 「従来者者に対する情等の及いをである。 「でいたがのないである。 「ないたさいていたがのなどとし、ままである。 「ないたっためのにできますがは、では、できるでのである。 「は、でアントである。である。 「は、でアントである。である。 「は、でアントである。 「は、でのである。 「は、でのである。 「は、でのである。 「は、でのない、である。 「は、でのない、である。 「は、でのない、である。 「は、でのない、である。 「は、でのない、である。 「は、でのないない。 「は、でのないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	
		指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当	
		(※)の兼務については、担当者としての職務に 支障がなければ差し支えない。ただし、日常的 に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、 利用者や事業所の状況を適切に把握している者 など、各担当者としての職務を遂行する上で 障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡 予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に 実施するための担当者、虐待の発生 又はその再発を防止するための措置	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
28. 会計の区分			
指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計を区分しなければならない。	条例第97条 (第40条準 用)	(32) 会計の区分 居宅基準第38条は、指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。 ※介護保険の給付対象事業における会計の区分について(H13.3.28 老振発第18号)	適・否
29. 記録の整備			
(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。		(7) 記録の整備	適・否
(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。一次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録ニ第九十四条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	条例第96条 第2項	「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 また、同項の指定居宅療養管理指導の提供に関する記録には、診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録が含まれるものであること。	

第一章 総則

1.趣旨

この条例は、介護保険法(平成九年法律 第百二十三号。以下「法」という。)第四 十二条第一項第二号に規定する条例で定め る基準及び員数、法第七十二条の二第一号の条例で定める基準及び員数並びに 同項第二号に規定する指定居宅サービスの 事業の設備及び運営に関する基準並びに 事業の設備及び運営に関する基準並び及 第七十四条第一項の条例で定める長第二項 原項の条例で定める員数がでに に規定する指定居宅サービスの事業の に規定する指定居宅サービスの に規定する指定居宅サービスのものとす る。

次条において準用する第二十六条の規

定による市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第三十七条第二 項の規定による苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第三十九条第二 項の規定による事故の状況及び事故に際し

て採った処置についての記録

条例第1条 第一 基準の性格

1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目 的を達成するために必要な最低限度の基準を定 めたものであり、指定居宅サービス事業者は、 常にその事業の運営の向上に努めなければなら ないこと。

 $2 \sim 4$ (略)

第二 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指取扱ることができる取扱いとする。なお、この扱いについては、同一法人にのみ認められる。

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員にといる技術指導等が一元の把握、職員にとと。 ② 職員のれる所名とと。 当来では、近の地域ののは、当年の一位、市場ののは、当年の一位、市場のでは、近の主要が発生、のは、近の主要が発生、できるようができる場合では、できるようでは、近の主要をは、一一年のでは、近の主要をは、一十年のでは、近の主要をは、一十年の、一十年の、一十年の、一十年の、一十年の、一十年の、一十年の、一十年の	

2. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用 |条例第2条 | 2 用語の定義 語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

- 居宅サービス事業者 法第八条第一 項に規定する居宅サービス事業を行う者 をいう。
- 指定居宅サービス事業者 法第四十 一条第一項に規定する指定居宅サービス 事業者をいう。
- 三 指定居宅サービス 法第四十一条第 一項に規定する指定居宅サービスをい う。
- 四 利用料 法第四十一条第一項に規定 する居宅介護サービス費の支給の対象と なる費用に係る対価をいう。

居宅介護サービス費用基準額 法第 四十一条第四項第一号又は第二号に規定 する厚生労働大臣が定める基準により算 定した費用の額(その額が現に当該指定 居宅サービスに要した費用の額を超える ときは、当該現に指定居宅サービスに要 した費用の額とする。)をいう。

六 法定代理受領サービス 法第四十一 条第六項の規定により居宅介護サービス

基準第2条において、一定の用語についてそ の定義を明らかにしているところであるが、以 下は、同条に定義が置かれている用語につい て、その意味をより明確なものとするととも 、基準中に用いられている用語であって、定 義規定が置かれていないものの意味を明らかに するものである。

(1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事 業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (32時間を下回る場合は32時間を基本とす る。) で除することにより、当該事業所の従業 者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法 をいうものである。この場合の勤務延時間数 は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに 従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当 該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複し て受ける場合であって、ある従業者が訪問介護 員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等 の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤 務時間だけを算入することとなるものであるこ

ただし、雇用の分野における男女の均等な機 会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法 律第113号) 第13条第1項に規定する措置(以 下「母性健康管理措置」という。)又は育児休 業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以 下「育児・介護休業法」という。) 第23条第1 項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定 労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護 のための所定労働時間の短縮等の措置」とい

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。		う。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。	
七 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。 八 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。		(2)「勤務延時間数」 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に 従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供に 供のための準備等を行う時間(待機の時間を含 む。)として明確に位置付けられている時間 動とする。なお、従業者一人につき、は を計数とする。なお、で業者が勤務すべき がないて常勤の従業者が勤務すべき 動務時間数を上限とすることがで業者が勤務時間が、当該事業所において常勤のと。 (3)「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所においる常勤の場合は32時間を下のる常勤の場合は32時間を下のでで、 でき時間数(32時間を下いる常生を下いる場合ででが、 はたいののでは、母性健康で理措置による。ただし、母性健康で理措置になり、 できための所定労働時間の利用者の処遇にないなります。 がない体制が事業所として整っている場合はの時間として取り扱うことを可能とする。	
		同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすもので行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者と指定居宅介護支援時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。	
		また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2	

算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

号に規定する育児休業に関する制度に準じて講 ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる 休業」という。)を取得中の期間において、当 該人員基準において求められる資質を有する複 数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当 該サービス以外の職務に従事しないことをいう ものである。この場合のサービス提供時間帯と は、当該従業者の当該事業所における勤務時間

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		(指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤を問かない。ただし、指定通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。	
		また、指定通所リハビリテーション(1時間以下一ション(2時間では1分では1分ででは1分ででは1分ででは1分ででは1分でででは1分ででは1分	
		(5) 「前年度の平均値」 ① 基準第121条第3項(指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第142条第3項(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であって介護療養型医療施設でない貴定短期入所療養介護事業所における看護職員の員数を算定する場合の入院患者の数の算定方法)及び第175条第3項(指定特定施設は介護職員の人員並びに計画作成担当者の人員がに計画作成担当者の人員がに計画作成担当者の人員がにおける「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の平均値」は、当該年度の前年度の平均値」は、当該年度の前年度の平均値」は、当該年度の前年度の平均値」は、当該年度の前年度の平均値」は、当該年度の前年度の平均値」は、当該年度の前年度の平均にある。この場合、利用者数等の平均は、前年度とする。この場合、利用者数等の平均は、前年度の利用者等の延数を当該前年度の日数で除して当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。	
		② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		た数とする。また、減床の場合には、減床後の 実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数 等の延数を延日数で除して得た数とする。ただ し、短期入所生活介護及び特定施設入所者生活 介護については、これらにより難い合理的な理 由がある場合には、他の適切な方法により利用 者数を推定するものとする。	
		3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス 等の一体的運営等について	
		指定居宅サービス又は基準該当居宅サービス に該当する各事業を行う者が、指定介護予防 サービス等又は基準該当介護予防サービス等に 該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの 各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当 介護予防サービス等の各事業とが同じ事業所で 一体的に運営されている場合については、介護 予防に運営されている場合にとによって、基 準を満たしているとみなすことができる等の取 扱いを行うことができることとされたが、その 意義は次のとおりである。	
		例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、第一号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)においても、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で5人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で2.5人以上配置していることで、指軍居宅サービスに該当する訪問介護も、第一号訪問事業も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。	
		設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この30人に第一号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)の利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。	
		要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、指定介護予防サービスの基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。	
		なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。	
		また、例えば、指定居宅サービスと緩和した 基準による第一号訪問事業等を一体的	

	ı	T	
県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		に運営する場合には、緩和した基準による第一 号訪問事業等については、市町村がサービス内 容等に応じて基準を定められるが、例えば、 サービス提供責任者であれば、要介護者数で介 護給付の基準を満たす必要があるので留意され たい。	
3. 指定居宅サービスの事業の一般原則			
	条例第3条 第1項		
(2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	条例第3条 第2項		
(3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に 対し、研修を実施する等の措置を講じなけ ればならない。	条例第3条 第3項	※第3の一 3 運営に関する基準 (1) 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について 居宅基準第3条第4項は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に 規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業 所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努め	

第十四章 雑則

1. 電磁的記録等

(1) 指定居宅サービス事業所及び指定居宅 サービスの提供に当たる者は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、こ - の条 例の規定において書面(書面、書類、文 書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他 文字、図形等人の知覚によって認識するこ とができる情報が記載された紙その他の有 体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定され るもの (第十一条第一項 (第四十一条の 三、第四十六条、第五十八条、第六十二 条、第七十八条、第八十八条、第九十七 条、第百十二条、第百十二条の三、第百三 十四条、第百四十五条、第百六十七条(第 百八十条において準用する場合を含 む。)、第百八十条の三、第百八十七条 第二百三条(第二百十五条において準用する場合を含む。)、第二百三十六条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する 場合を含む。)及び第二百二十三条第一項 (第二百四十七条において準用する場合を 含む。) 並びに次項に規定するものを除 く。) については、書面に代えて、当 該書面に係る電磁的記録(電子的方式、

(4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅

サービスを提供するに当たっては、法第百

十八条の二第一項に規定する介護保険等関

連情報その他必要な情報を活用し、適切か

つ有効に行うよう努めなければならない。

条例第276 **第5 雑則** 条第1項 **1 電磁的**

する。)

条例第3条

第4項

1 電磁的記録について

ム(LIFE:Long-

居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。

なければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システ

termcareInformationsystemForEvidence) | (3

情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい(この点について

は、以下の他のサービス種類についても同様と

- (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 する方法または磁気ディスク等をもって調製す る方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
 - ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイル又は 磁気ディスク等をもって調製するファイルに より保存する方法
 - ② 書面に記載されている事項をスキャナ等

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。		により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項において電磁的記録により	
		行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4)また、電磁的記録により行う場合は、個人	
		情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス」及び厚生労働省「医療情報シス テムの安全管理に関するガイドライン」等を遵 守すること。	
(2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもありたが規定は、当該交付等の相手方の承諾を行て、書面に代えて、電磁的方法である。	条例第276 条第2項	2 電磁的方法について居宅基準第217条第2 項及び予防基準第293条第2項は、利用者及び その家族等(以下「利用者等」という。)の利 便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観 点から、事業者等は、書面で行うことが規定さ れている又は想定される交付等(交付、説明、 同意、承諾、締結その他これに類するものをい う。)について、事前に利用者等の承諾を得た 上で、次に掲げる電磁的方法によることができ	
識することができない方法をいう。) によることができる。		ることとしたものである。 (1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条 第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2 第2項から第6項までの規定に準じた方法によ	
		ること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。	
		(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。	
		(4) その他、居宅基準第217条第2項及び予防 基準第293条第2項において電磁的方法による ことができるとされているものは、(1)から(3) までに準じた方法によること。ただし、居宅基 準若しくは予防基準又はこの通知の規定により 電磁的方法の定めがあるものについては、当該 定めに従うこと。	
		(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	